

令和6年2月29日

福島県議会議長 西山 尚利 様

福島県議会政務活動費検討会
会長 佐藤 政隆

政務活動費の取扱いについて（報告）

貴職より、本検討会での検討を求められたこのことについては、下記のとおりです。

記

1 政務活動費の交付額について

(1) 交付額

月額35万円を月額30万円とする。

(2) 減額期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(3) 理由

本県の財政状況等を踏まえ、減額措置を継続することが適当である。

2 政務活動費に係る手続きのオンライン化について

(1) オンライン化

政務活動費に係るすべての手続きについて、電磁的記録により行うことを可能とする。

(2) 押印廃止

政務活動費に係るすべての手続きについて、押印を廃止する。

(3) 理由

多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や議会運営の合理化を図る観点から、手続きをオンライン化することが適当である。